

「環境日本一やまなしの確立」に向けて、本県の自然的、地域的な特性を踏まえた施策や、環境に関する重要課題及び国際社会の一員として取り組むべき課題などについて、重点的に取り組む施策として位置づけ、それぞれの現状と課題を整理し、施策の方向を示します。

富士山の環境保全対策の推進  
森林・緑地の保全等の推進  
水環境の保全等の推進  
環境の保全に資する農業の促進  
廃棄物等の発生抑制等の推進  
地球温暖化対策の推進

## 第 1 節 富士山の環境保全対策の推進

### 現状と課題

富士箱根伊豆国立公園に指定されている地域は、青木ヶ原樹海、ブナ林、アカマツ林、ハリモミ純林などの自然林や原生林をはじめ、山中湖、河口湖、西湖では、天然記念物のフジマリモの生育が確認されています。また、富士五湖には、ガン、カモ類の飛来が多く、溶岩洞窟には希少なコウモリ類が生息しており、多様な動植物が数多く分布しています。

標高が日本一高い成層火山で、かつ独立峰であり、広い裾野を持つ円錐型の富士山は、見る人を魅了する日本一の美しさと迫力を持ち、四季折々でその姿を変える眺望も富士山の景観を特徴づけるものです。

また、富士山は、豊富な地下水などの恵みをもたらし、この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

これら富士山及び周辺地域の豊かな自然と美しい景観を次の世代に継承していくため、本県では、富士箱根伊豆国立公園指定 60 周年を契機に、その歴史を踏まえつつ、新たな時代を展望した「富士山総合環境保全対策基本方針」を策定して、総合的な保全対策に取り組んできました。

同時に、富士山の環境保全に取り組むため、静岡県と連携するなかで「富士山憲章」を制定し、全国に向け、その理念等の普及啓発に努めてきました。

しかしながら、オフロード車による自然破壊や山小屋トイレ問題、山麓部の不法投棄など富士山の自然環境や景観に影響を及ぼす問題も発生しています。

私たちは、富士山とその周辺地域の自然環境や景観を守り、世界文化遺産への登録に向けて、こうした問題への取り組みを進めていく必要があります。

## 施策の方向

### 【重点1】富士山の環境保全対策の推進

#### 1-1 多様な自然環境の保全

#### 1-2 優れた景観の保全

### 1-1 多様な自然環境の保全

- (1) 「富士山憲章」の理念にのっとり、広く国民、民間ボランティアと協働し、富士山の環境保全に関する様々な活動を展開する「富士山1億人運動」を積極的に推進するとともに、富士山の環境保全に関する情報の発信を進めます。
- (2) 青木ヶ原樹海の原生的な自然を保全し、適正なエコツアーを確立するため、エコツアー主催者及び関係機関との合意のもと、策定、施行した「富士山青木ヶ原樹海エコツアーガイドライン」の周知と遵守の徹底を図ります。
- (3) 富士山を訪れる多くの来訪者に、マイカー（乗用車）の利用からシャトルバスなど公共交通機関の利用への転換について普及啓発等を行うとともに、その利用を促進します。
- (4) 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化を防止する等、水質の保全に努めます。
- (5) 富士五湖の静穏を保全するため、関係機関との連携を図るなかで、船舶の航行の規制や富士五湖環境監視員による監視を行うなど騒音対策を推進します。
- (6) 環境科学研究所等において、富士山周辺の自然特性に関する調査等を進めます。

### 1-2 優れた景観の保全

- (1) 富士山を世界に誇れる山として保全し、その美しい景観を将来に引き継いでいくため、「特別名勝富士山保存管理計画」の見直しや富士山の文化的な価値の啓発などを行い、世界文化遺産としての登録を目指した取り組みに努めます。
- (2) 富士山の景観と自然環境を保全するため、山小屋経営者や関係機関と連携を図りながら、環境に配慮した山小屋トイレの整備を促進します。
- (3) 多くの民間団体や関係機関の協力を得て設置した「富士山麓不法投棄防止ネットワーク」の構成団体と連携し、富士山周辺地域における廃棄物不法投棄防止対策について、地域ぐるみによる取り組みを進めます。
- (4) 富士山の美しい姿を眺望できるビューポイントの発掘を進めるとともに、富士山の景観を保全するため、森林の適正な管理に努めます。
- (5) 富士五湖周辺や幹線道路沿いの広告物・案内板の点検等を行い、景観と一体となった秩序ある地域づくりを進めます。
- (6) 富士山の景観を特徴付ける高山帯の貴重な植物の保護を図ります。

## 環境指標

指標の項目	現状値	目標値
1. 富士山周辺の環境美化活動参加者数	29,000人/年(H15)	30,000人/年(H18)
2. 富士山スバルラインのマイカー利用率	43%(H15)	前年より低くする。
3. 富士山山小屋トイレ整備率	33.3%(H15)	100%
4. 富士五湖の水質汚濁に係る環境基準達成率	60%(H15)	100%

## 第2節 森林・緑地の保全等の推進

### 現状と課題

本県は、県土の約78%を森林が占めており、県民1人当たりの森林面積3,931m<sup>2</sup>は、国民1人当たりの森林面積1,988m<sup>2</sup>に比べると約2倍となっており、豊富な森林資源を有しているといえます。

森林は、水源かん養機能を始め、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、多様な生態系を維持する機能、自然学習や環境教育の場としての機能など、多面的な機能を有しています。

しかし、木材価格の長期的な低迷、人件費等の経営コストの上昇などにより林業の採算性は大幅に低下し、間伐等の保育や木材の利用が十分に行われない状況も見られ、こうした森林については、多面的機能を発揮させるため、公的関与による森林整備を行うことも必要です。

市街地における緑地については、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、余暇空間の創出など、県民の健やかで潤いのある生活環境の確保に大きな貢献をしています。

森林や緑地の有する多面的機能を十分発揮させていくためには、森林の適正な維持・管理を計画的に行っていくとともに、都市部での緑化を積極的に推進していく必要があります。

### 施策の方向

#### 【重点2】森林・緑地の保全等の推進

2-1 森林の多面的機能の発揮の促進

2-2 森林環境教育の推進

2-3 緑化の推進

2-4 ふれあいの機会の提供

## 2-1 森林の多面的機能の発揮の促進

- (1) 健康づくりの場として森林空間の利用に対する期待が高まるなか、人々に「和み」と「癒し」をもたらす機能を有する森林を活用する森林セラピーやツーリズムの視点を取り入れた森林整備への取り組みを進めます。
- (2) 森林吸収源対策の円滑な推進を図るため、管理不十分な森林のうち、モデル的な役割を果たすことが期待できる森林の区域を重点区域に選定し、地域関係者が合意形成を図りながら、森林の適正な整備、保全を進めます。
- (3) 本県の森林面積の57%を占める保安林のうち、約82%を占める水源かん養保安林の機能を高度に発揮させるため、複層林や混交林への誘導を進めます。
- (4) 原生的な自然や自然環境を保全するうえで重要な野生動植物の生息、生育地として、自然の推移に委ねることを基本とし、必要に応じて、植生の復元など森林生態系を適切に保全、管理します。
- (5) 地球温暖化を防止するため、化石燃料によらないエネルギーとして、製材木屑や未利用間伐材の木質系廃棄物などの木質系バイオマスの有効利用を促進します。
- (6) 環境に配慮した工法の導入等により、自然にやさしい治山技術の向上を図ります。
- (7) 森林総合研究所において、森林生態系のモニタリング調査や森林環境保全技術の確立に向けた研究を進めます。

## 2-2 森林環境教育の推進

- (1) 教育関係機関と連携し、森林の整備及び保全に関する必要な知識の普及を進め、また、学校林を活用した体験活動を通じて森林環境教育の充実を図ります。
- (2) 森林や緑を大切にすることを育てるため、小学生以下の児童を対象とした、森林と親しむフィールド学習プログラムの実施を推進します。

## 2-3 緑化の推進

- (1) 緑化活動に対する理解を深めるため、民間団体、市町村等関係機関との連携のもと、各種イベントを開催し、緑化の推進に関する普及啓発を進めます。
- (2) 各主体の公平な役割分担のもと、工場、事業所、商業施設、観光施設等における緑地の確保を促進します。
- (3) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進します。
- (4) 植樹する場所の気象条件や土壌条件を十分考慮し、また、周辺環境の状況に応じた樹種や郷土種を中心に選定し、質の高い緑化を進めます。
- (5) 良好な都市環境を形成するため、公園を整備するなど、身近な緑の保全と創造を推進します。

## 2-4 ふれあいの機会の提供

- (1) 県民が森林と親しみ、森林への理解が深められるよう森林文化の森等におけるプログラムの充実を図ります。
- (2) 県民参加による森林づくりを推進するため、森林ボランティアによる「100万本植樹運動」を推進します。
- (3) 自然環境の保全に十分配慮した自然体験ツアーの実施を促進します。
- (4) 山や森林に親しむことを通じて、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観など山や森林から得られる恩恵や、それらによって育まれた文化、歴史を改めて認識してもらう契機とするため、「山の日宣言」の趣旨にのっとり、やまなし「山の日」実践活動などを展開します。

### 環境指標

指標の項目	現状値	目標値
1. 森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	656 千 t-CO <sub>2</sub> (H14)	864 千 t-CO <sub>2</sub> (H22)
2. 新規林業就業者数	41 人(H15)	50 人
3. 「森林文化の森」パートナー数	5 団体(H15)	15 団体
4. 森林ボランティア団体数	18 団体(H15)	50 団体
5. 学校林活動実施校数	23 校(H14)	46 校
6. 緑サポーター登録者数	60 人(H15)	360 人
7. 市街地内の人口1人当たりの身近な公園の整備面積	1.7m <sup>2</sup> (H15)	2.0m <sup>2</sup>

## 第3節 水環境の保全等の推進

### 現状と課題

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳など雄大な山々に囲まれ、森林が県土の78%を占める森林県であり、豊かな森林によって育まれた水は、富士川、多摩川、相模川水系の上流のみならず下流にも多大な恵みをもたらしています。

また、名水百選に選ばれた三分一湧水、忍野八海などに代表されるように、良質な湧水に恵まれており、生活用水の水源の約7割を地下水及び湧水に依存しています。

水は、私たちの日常生活や事業活動に欠かせないものであり、工業用水、農業用水など様々な目的に利用され、また、河川、湖沼などの水辺は、野生の動植物、水生生物の生息、生育の場であるとともに、水や動植物とのふれあいの場として、人々の生活に潤いを与える空間となっています。

水は、雨となって地上に降りそそぎ、森林や土壌に地下水として保水され、川を下り、海に注ぎ、蒸発して再び雨になるというように自然のなかで循環しており、その過程で多くの汚濁物質が浄化されていますが、私たちの水利用に伴う環境への負荷が自然循環の浄化能力を超えることがないよう、健全な水循環を確保していくことが重要となっています。

また、多様な水生生物が生息、生育でき、人々が水とのふれあいができるように、清らかな水、良好な水質の確保や親水空間の活用を図る取り組みを進めていくことが必要です。

このように、私たちの暮らしや産業などに欠かすことのできない水環境の保全と活用を総合的、計画的に進めていく必要があります。

### 施策の方向

#### 【重点3】水環境の保全等の推進

3-1 水資源の保護・活用

3-2 水辺環境の整備

3-3 ふれあいの機会の提供

### 3-1 水資源の保護・活用

- (1) 「森の国・水の国やまなし」の確立に向けた水に関する施策の総合的な指針である「山梨県水政策基本方針」に基づき、施策の展開を図ります。
- (2) 水資源の有限性や重要性について普及啓発を行うとともに、産業活動の進展や人口動態の変化による水需要の把握に取り組みます。
- (3) 貴重な水資源を無駄なく効率的に利用するよう、生活用水、工業用水、農業用水などそれぞれの用途に応じて、適正な利用を図るとともに循環利用を推進します。
- (4) 公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するため、監視、分析、測定を行います。また、地下水の水量の把握に努めます。
- (5) 上流域と下流域との住民、市町村、企業等が一体となって、流域に与えている環境負荷やその改善のために果たすべき役割を認識し、クリーンキャンペーンや交流会など、水環境を保全するための取り組みを促進します。
- (6) 豊かな水資源を育む森林の保護、育成に積極的に取り組みます。
- (7) 温泉資源の保護と適正利用を図るため、温泉の湧出量を把握する定時定点調査や湧出量、化学成分、経年変化を把握する温泉資源調査を実施するとともに、温泉に関わる諸問題について連絡調整を行い、温泉の適正な利活用に向けた取り組みを進めます。

### 3-2 水辺環境の整備

- (1) 多様な生態系やうるおいのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然にやさしい河川砂防施設の整備を推進します。
- (2) 河川等における生物の生息、生育空間の維持・回復のための取り組みに努めます。
- (3) 汚濁が著しく進行している河川、湖沼については、流入対策とともに、底泥の除去や植生を活用した浄化対策を行います。
- (4) きれいでさわやかな水辺環境の保全に向けた普及啓発を行うとともに、県民、民間団体、事業者、市町村との連携のもと、水辺の美化活動を実施するなど、水辺環境の保護意識の向上と保全活動を促進します。

### 3-3 ふれあいの機会の提供

- (1) 身近な河川や湖での水とのふれあいや憩いの機会を提供するため、河川空間を活かした公園等の整備を進めます。
- (2) 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなど、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。

## 環境指標

指 標 の 項 目	現 状 値	目 標 値
1. 河川水辺環境整備箇所数	67 箇所(H15)	90 箇所
2. 水源の森づくり面積（育成複層林面積）	8,000ha（総数）(H15)	17,000ha(総数)
3. 水質汚濁に係る環境基準達成率	河川(BOD)81.8% 湖沼(COD) 60.0% (H15)	100% 100%
4. 生活排水クリーン処理率	63.9%(H15)	82%(H22)



## 第4節 環境の保全に資する農業の促進

### 現状と課題

農業は、食料供給の機能のほか、国土保全、水源のかん養、良好な景観の形成等といった多面的機能を有しており、このような機能を将来にわたって発揮させていく必要があります。

しかし、農業の生産面についてみると、化学肥料、化学合成農薬の多投入などにより、環境への負荷が増大する事態も生じています。

また、消費面では、食品の安全・安心、健康に対する関心の高まりから、有機農産物や化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した農産物への消費者ニーズが高まってきています。

こうした状況に対応するため、家畜排せつ物などの有効利用によるたい肥を活用した土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用を減らした農業生産方式の普及、定着を図ることが必要です。また、消費者に対して、環境への負荷の低減を図るため、こうして地域で生産された農産物を積極的に購入するよう、普及啓発を図っていくことが不可欠です。さらに、資源の循環的な利用の観点から農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理を進めるなど、環境への負荷の低減を総合的に促進していく必要があります。

また、農業、農村の有する豊かな自然、景観は、地域全体の資源であり、これらを活かした環境と調和した農業、農村地域づくりを進めていくことが重要です。

### 施策の方向

#### 【重点4】環境の保全に資する農業の促進

#### 4-1 環境保全型農業の促進

#### 4-2 美しい農村づくりの促進

### 4-1 環境保全型農業の促進

- (1) 環境への負荷を低減する栽培技術の開発と普及、定着を図り、化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した栽培など環境保全型農業の普及を促進するとともに、環境への負荷の少ない農業を営むエコファーマーの認定制度を推進します。
- (2) 環境への負荷の低減と資源の循環的利用を促進するため、農業用廃プラスチックのリサイクル、適正処理を促進します。
- (3) 農業の持つ自然循環機能を活かし、家畜排泄物や稲わらなどの堆肥化やその利用を促進します。
- (4) 大豆のしぼりかすなど未利用資源の飼料化、バイオマス利用によるメタンガス発電やバイオディーゼル燃料など有機性資源のリサイクル、ボイラーなどの燃料として使用する化石燃料の省エネルギー化を促進します。

### 4-2 美しい農村づくりの促進

- (1) 農山村における特徴的な風景を県民の貴重な財産として捉え、周辺の自然景観と調和した特色ある農山村景観を保全し、個性ある良好な農山村景観の創造に努めます。
- (2) 農村の生活排水対策として、農業集落排水施設や浄化槽の整備を促進します。

## 環境指標

指 標 の 項 目	現 状 値	目 標 値
1.エコファーマー認定者数	2,080 人(H15)	4,000 人
2.甲斐のこだわり環境農産物認証件数	22 件(H15)	100 件

## 第5節 廃棄物等の発生抑制等の推進

### 現状と課題

事業活動や日常生活から絶え間なく発生する廃棄物について、これまで減量化やリサイクルを推進し、それでもなお残る廃棄物について埋め立て処分を行ってきましたが、依然として廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場のひっ迫、不法投棄の増加などの深刻な社会問題が生じています。こうしたことから、今後は、従来から進めてきた取り組みを一層推進するとともに、廃棄物等の発生を抑制するための取り組みを強化することが重要であり、このためには、事業者、県民、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組んでいく必要があります。

また、県内における廃棄物の最終処分について、市町村が処理する一般廃棄物は、他県への依存率が8割を超え全国一となっており、産業廃棄物の最終処分に至っては、そのほとんどを県外に依存している状況にあります。特に、近年、全国的な廃棄物最終処分場のひっ迫により自県内処理の傾向が強まっていることから、公共関与による廃棄物最終処分場の設置が喫緊の課題となっています。

さらに、廃棄物の不法投棄については、全国的に不法投棄事案が発生しており、県内においても、須玉町日向地区に設置された民間産業廃棄物最終処分場における不適正処理事案が発生しました。こうした不法投棄は、近年、広域化、悪質化が進んでいることから、警察や市町村と連携して監視体制を強化し早期発見、未然防止を図る必要があります。

このような本県における廃棄物問題を解決し、資源循環型社会を実現していくためには、廃棄物等の発生抑制等に関する事業者、県民、行政の役割や取り組むべき事項を明らかにするとともに、最終処分場の確保や不法投棄対策を推進していく必要があります。

### 施策の方向

#### 【重点5】 廃棄物の発生抑制等の推進

5-1 発生抑制等に関する役割や取り組みの明確化

5-2 公共関与による廃棄物最終処分場の確保

5-3 不法投棄対策等の推進

### 5-1 発生抑制等に関する役割や取り組みの明確化

- (1) 資源循環型社会の実現を図るため、「山梨県公害防止条例」を見直して「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改正し、廃棄物等の発生抑制、循環の利用及び適正処理に関する事業者、県民、県の役割を明らかにします。
- (2) 廃棄物等の発生抑制等を推進し、資源循環型社会の実現を図るため、本県の廃棄物に関する現状や課題を踏まえて「山梨県廃棄物総合計画（仮称）」を策定し、施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- (3) 産業廃棄物を一定量以上排出する事業者などに対して、産業廃棄物の減量や適正な処理に関する内容を含む産業廃棄物処理計画の策定などを促進し、その適切な運用を徹底します。
- (4) 一般廃棄物の減量化等を促進するため、一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の減量化等を推進する市町村に対して技術的な援助を行います。  
また、事業者、市町村における環境マネジメントシステム等の導入を促進するため、情報提供や助言等を行います。

### 5-2 公共関与による廃棄物最終処分場の確保

- (1) 県民の生活環境と本県経済の持続的な発展を図るため、地域住民の理解を得るなかで、公共関与による廃棄物最終処分場整備方針に基づく廃棄物最終処分場の確保を積極的に進めます。

### 5-3 不法投棄対策等の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理を防止するため、県民、事業者、関係機関などとの連携を図りながら、廃棄物監視員などによる不法投棄監視パトロールを行うなど、監視の一層の強化を図ります。
- (2) 多くの民間団体や関係機関の協力を得て設置した「富士山麓不法投棄防止ネットワーク」の構成団体と連携し、富士山周辺地域における廃棄物不法投棄防止対策について、地域ぐるみによる取り組みを進めます。
- (3) 不法投棄などの事案に対しては、警察などと連携を図りながら、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、厳正に対処します。

## 環境指標

指標の項目	現状値	目標値
1.一般廃棄物総排出量	329千t(H13)	312千t(H23)
2.県民1人1日当たりごみ排出量	1,014g/日(H13)	937g/日(H23)
3.一般廃棄物リサイクル率	15.5%(H13)	28%(H23)
4.産業廃棄物総排出量	1,913千t(H10)	1,913千t(H23)
5.産業廃棄物再生利用量	799千t(H10)	918千t(H23)
6.産業廃棄物最終処分量	367千t(H10)	134千t(H23)

## 第6節 地球温暖化対策の推進

### 現状と課題

平成16年10月、ロシア議会において京都議定書の批准が可決され、同年11月、プーチン大統領は京都議定書批准諸法案に署名を行い、批准書が国連に寄託され、90日後、京都議定書が発効しました。

地球温暖化は、既に、現実の問題となっており、世界各地で洪水、干ばつ、熱波、ハリケーンなどの異常気象が観測されています。本県では、平成16年7月、甲府地方気象台において、今までの最高気温の記録である山形での40.8に次ぐ第2位の40.4を観測したのは記憶に新しいところです。

一般的に地球温暖化は長期間の傾向として認識される現象であるため、これらの現象が地球温暖化によるものかどうかは容易には判断できませんが、今後、地球温暖化が進行すれば、大規模な気候変動が起こる可能性があり、夏の気温が上昇することによる熱中症患者の増加、生態系や食糧生産への影響も懸念されています。

本県では、平成16年2月、温室効果ガスの排出抑制のため、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で積極的に地球温暖化防止の取り組みを進めていくための行動指針として「山梨県地球温暖化対策推進計画」を策定し、このなかで、県民、事業者の取り組みによる温室効果ガス排出量の削減目標値のほか、森林吸収源対策による二酸化炭素吸収量の確保による削減目標値を設定しています。

京都議定書が発効を踏まえ、私たち一人ひとりが、国際社会の一員として地球温暖化を防止するため、日常生活などから発生する環境への負荷の低減を図る取り組みを積極的に進めていかなければなりません。

### 施策の方向

【重点6】地球温暖化対策の推進

6-1 京都議定書が発効に伴う地球温暖化対策の推進

## 6-1 京都議定書の発効に伴う地球温暖化対策の推進

- (1) 日常生活に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、地域などにおいて地球温暖化対策の普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員の活用により、県民や民間団体などの活動を支援するとともに、広報誌などによる情報提供、家庭における温室効果ガス削減対策の実践を促進させる取り組みを行います。
- (2) 環境に配慮した事業活動を促進するため、環境管理に関する国際規格である ISO14001 など環境マネジメントシステムを認証取得する事業者に対して情報提供や一定要件のもと融資を行います。
- (3) エネルギー対策に関する情報の収集・整備・提供により、省エネルギー型生産工程や廃熱利用によるエネルギーの合理化やコージェネレーションシステム、燃料電池、高効率ヒートポンプなど高効率エネルギーの導入を促進し、省エネルギー型生産構造への転換を図ります。
- (4) パークアンドライドの普及定着による公共交通機関の利用促進を図るとともに、アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発を推進します。
- また、交通流の円滑化・分散化を図るため、環状道路の整備、交差点改良による交通網の整備、交通情報の提供や信号機の系統制御による交通管制システムの整備を推進します。
- (5) 森林の有する二酸化炭素吸収機能の重要性について情報を提供するとともに、木材による二酸化炭素の固定化を促進するため、県産木材の有効利用や需要拡大を図り、木材資源を循環利用する森林整備を推進します。

## 環境指標

指標の項目	現状値	目標値
1. 温室効果ガス総排出量	7,424 千 t-CO <sub>2</sub> (H12)	6,189 千 t-CO <sub>2</sub> (H22)
2. 森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	656 千 t-CO <sub>2</sub> (H14)	864 千 t-CO <sub>2</sub> (H22)
3. エコドライブ宣言車両率	12.3%(H15)	16%
4. 低公害車導入台数(軽自動車を除く。)	49,940 台(H15)	増やします。